

建設業許可後の手引き

(知 事 許 可 関 係)

福岡県建築都市部建築指導課

許可後に行う主な手続き

許可業者全員

(1) 標識の掲示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません（建設業法第40条）。

(2) 決算期ごとの変更届出書の提出（決算報告）

毎営業年度経過後4か月以内に提出が必要です（建設業法第11条第2項）。

(3) 許可の更新申請（5年ごと）

許可の有効期限が切れる3か月前から30日前までに更新申請書を提出すること。

許可内容に変更があった場合

- (1) 許可内容に変更があったときは、決められた期間内（「建設業許可の手引き」参照）に変更届を提出すること。
- (2) 福岡県に指名願いを提出している場合は、上記許可の変更届とは別に、指名願いの変更届出書を提出すること（詳細は福岡県HPの建築指導課のページを参照）。

建設業を廃業した場合

- (1) 建設業を廃業したときは、廃業した日から30日以内に廃業届を提出すること。
 - (2) 福岡県に指名願いを提出している場合は、上記許可の廃業届とは別に、指名願いの変更届出書を提出すること（詳細は福岡県HPの建築指導課のページを参照）。
- 提出方法及び様式については、「建設業許可申請の手引き」の各項目を参照してください。

他の法令の規定による届出等が必要な場合

○みなし登録電気工事業者の電気工事業の開始届

建設業法の許可を受けた建設業者のうち電気工事業を営もうとする場合は、電気工事業法に基づく、みなし登録電気工事業者の登録を行う必要があります。

問合先：福岡県 商工部 工業保安課 産業保安係

電話：092-643-3439（直通）

「建築一式」、「大工」、「内装仕上」工事業者の方へ

建築物の改修・改造工事では、建築確認申請が不要な場合であっても、建築基準法に適合することが求められます。建築士や建築基準法を所管する行政庁に事前相談をしてください。

目 次

1 建設業の営業にあたっての許可業者の遵守事項	· · · · · 1
(1) 建設業の許可について	
(2) 技術者の配置	
(3) 工事請負契約書の適正化	
(4) 元請負人の義務	
(5) 標識の設置	
2 建設業許可後の許可申請等について	· · · · · 10
(1) 許可の更新	
(2) 許可業種の追加	
(3) 許可換え	
(4) 許可申請手数料	
3 監督処分	· · · · · 12
(1) 指示処分	
(2) 営業の停止処分	
(3) 許可の取消処分	
(4) 営業の禁止	
4 罰則	· · · · · 13
5 建設業許可に関する書類等の提出先	· · · · · 15
6 建設業許可申請書等の用紙販売所	· · · · · 17

本手引きにおいて使用した法令等の略語は次のとおり。

法：建設業法 令：建設業法施行令 規則：建設業法施行規則

1 建設業の営業にあたっての許可業者の遵守事項

(1) 建設業の許可について

①次に掲げる工事以外は、許可を受けていない業種の工事は請け負うことができません。

・令第1条の2に定める軽微な建設工事

・許可を受けた業種に係る建設工事に附帯する建設工事（附帯工事）

②特定建設業の許可を受けていない者は、発注者から直接工事を請け負う場合において、総額5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる下請契約は締結できません。

軽微な建設工事とは、工事1件の請負代金の額が、

・建築一式工事の場合は、1,500万円未満の工事又は、延べ面積が150m²未満の木造住宅工事

・その他の工事の場合は、500万円未満の工事

※消費税額、注文者が提供する材料費等の額を含む。

附帯工事とは、主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事であり、その工事自体が独立の使用目的に供されるものでない工事

(2) 技術者の配置

建設工事の適正な施工を確保するため、営業所や工事現場に一定の施工技術を有する技術者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を置く必要があります。

ア 営業所技術者等

建設業の許可を受ける際、その営業所ごとに置かなければならない専任の技術者。

「専任の技術者」とは、その営業所に常勤して、専ら職務に従事することを要する者をいい、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

イ 工事現場に配置する技術者

①主任技術者・・・元請・下請を問わず、工事現場に置く必要があります。

②監理技術者・・・発注者から直接請け負った特定建設業者が、総額5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事を下請に出す場合に、主任技術者に代えて工事現場に置く必要があります。

ウ 専任の主任技術者・監理技術者が必要な工事

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」^{*1}で、工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものを施工する場合、必ず工事現場に専任の主任技術者又は監理技術者を置く必要があります（法第26条第3項）。

※1 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事

①国又は地方公共団体が注文者である施設または工作物に関する工事

②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工

作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道

③電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）

④次に掲げる施設または工作物に関する建設工事

石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設、電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館または展示場、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、寺院、神社又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔

エ 技術者の工事現場における専任

「専任」とは、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、當時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること」を意味し、工事現場に「常駐」を求めるものではありません。

よって、営業所技術者等は、工事現場に専任の監理・主任技術者の職務を兼務することはできません。

ただし、次の要件を満たす場合には、特例として営業所技術者と監理・主任技術者の兼務が可能となります（法第26条の5）。

（1）監理技術者等を専任で配置する必要がある工事の場合、次の①～④の要件を全て満たすこと。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること
- ②兼ねる工事現場の数が1以下であること
- ③監理技術者等の専任特例1号の7要件（P.3参照）を全て満たしていること
- ④営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

（2）監理技術者等を専任で配置する必要がない工事の場合

ア 営業所と工事現場が近接している場合、次の①～④を全て満たすこと。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること
- ②工事現場の職務に従事しながら営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ③当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ④営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

イ 営業所と工事現場が近接している場合以外、上記（1）の要件を全て満たすこと。

オ 2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

主任技術者は、公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち2以上の密接な関係のある工事^{※2}を同一の場所または近接した場所^{※3}において施工する場合、同一の専任の主任技術者が管理することができます。

※2 施工にあたり相互に調整を要する工事

※3 工事現場間の距離が 10 km程度

カ 2以上の工事を同一の監理技術者が兼任できる場合

監理技術者には、次の①②の要件を満たす場合、全ての注文者から書面による承諾を得た上で、複数の工事を同一の工事とみなし、同一の監理技術者が管理することができます。

①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。

②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること。

キ 監理技術者等の専任配置の特例

以下の条件を満たす場合、2現場までは監理技術者等の兼務が認められます（法第26条第3項）。

<専任特例1号>

各建設工事について、以下の全ての要件を満たす監理技術者等

①請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事

②工事現場間が1日の勤務時間内に巡回可能、かつ工事現場間の移動時間が概ね2時間以内

③下請次数が3を超えていないこと

④監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずる者を工事現場に置いていること

⑤工事現場の施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認する措置を講じていること

⑥人員の配置計画書を作成し、工事現場毎に据え置く（作成等は電磁的方法でも可）

⑦工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機が設置され、
かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること

<専任特例2号> ※監理技術者のみ対象

建設工事の現場に「監理技術者の職務を補佐する者」を専任で置く場合の監理技術者

※監理技術者の職務を補佐する者の要件

①1級施工管理技士の一次検定に合格した者（1級技士補）であり、かつ、主任技術者となる要件を
満たす者（1級技士補であるとともに、2級施工管理技士など必要業種の資格等を有していること）

②監理技術者となる要件を満たす者

ク 監理技術者資格者証制度

工事現場毎に専任でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者及び国土交通大臣登録講習実施機関の「講習」を受講した者でなければなりません。また、当該建設工事に従事する監理技術者は、資格者証を常時携帯し、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければなりません（法第26条第5項、同第6項）。

○監理技術者証の交付機関

（一財）建設業技術者センター福岡県支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目 14-18 福岡県建設会館4階

電話：092-471-1847 HP：<https://www.cezaidan.or.jp/>

○監理技術者講習の実施機関　　※国土交通省 HP にてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html

建設業法における技術者制度（別表1）

許可を受けて いる業種		指 定 建 設 業 （土木工事業　舗装工事業 建築工事業　電気工事業 管工事業　造園工事業 鋼構造物工事業）		そ の 他 (左以外の22業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定	一 般	特 定	一 般	
	営業所技術者等 の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家 資格者 二級国家 資格者 実務経験 者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家 資格者 二級国家 資格者 実務経験 者	
	発注者から直接 請け負った建設 工事における下 請金額合計	* 5,000万円 以上	* 5,000万円 未満	* 5,000万円 以上 は契約で きない	* 5,000万円 以上	* 5,000万円 未満 * 5,000万円 以上は契約 できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置く べき技術者 (在籍出向不可)	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要 件	一級国家資 格者 国土交通大 臣特別認定 者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家 資格者 実務経験 者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任 (在籍出向不可)	公共性のある工作物に関する建設工事で、 請負契約が**4,500万円以上のときに必要				
	資格者証の 必要性	必 要	必 要 な い	必 要	必 要 な い	

*建築一式の場合は 8,000万円以上

**建築一式の場合は 9,000万円以上

(3) 工事請負契約書の適正化

ア 契約書の作成

建設工事の請負契約の当事者は、下記の 16 項目を記載した契約書を、署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません（法第 19 条）。

契 約 書

- | | | |
|--|------------------|-------------------|
| ①工事内容 | ②請負代金の額 | ③工事着手の時期及び工事完成の時期 |
| ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容 | | |
| ⑤前払金又は出来高払の時期及び方法 | | |
| ⑥一方からの申し出による設計変更又は工事中止の場合における工期、請負代金の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法 | | |
| ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法 | | |
| ⑧価格変動等による工事内容の変更又は請負代金額の変更及びその額の算定方法 | | |
| ⑨工事施工により第 3 者が損害を受けた場合における賠償金の負担 | | |
| ⑩注文者が資材提供又は機械貸与するときの内容及び方法 | | |
| ⑪注文者の完了検査の時期及び方法、引渡しの時期 | | |
| ⑫完成後の請負代金の支払時期及び方法 | | |
| ⑬工事の目的物の瑕疵担保責任又は保証保険契約の締結その他の措置の内容 | | |
| ⑭履行遅滞、債務不履行の場合の遅延利息、違約金、その他の損害金 | | |
| ⑮契約に関する紛争の解決方法 | ⑯その他国土交通省令で定める事項 | |

イ 公正な契約

- ①建設工事の請負契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません（法第 18 条）。
- ②建設工事の請負契約の当事者は、通常必要と認められる原価に満たない金額で契約をしてはなりません。（法第 19 条の 3）。
- ③注文者として請負契約を締結後、取引上の地位を不当に利用し、その注文した工事に使用する資材等又はその購入先を指定し、これらを購入させ、その利益を害してはならない（法第 19 条の 4）。

ウ 工期の適正化・資材価格高騰等への対応

- ①建設工事の請負契約の当事者（受注者は建設業者に限る。）は、通常必要と認められる期間に比べ、著しく短い工期による請負契約を締結してはいけません（法第 19 条の 5）。
- ②建設工事の請負契約の当事者は、工期又は請負代金に影響を及ぼすおそれのある事象について認識している情報を契約締結までに相互に書面で通知しなければなりません。
- また、契約締結後に受注者が通知した事象が発生した場合、受注者は工期又は請負代金の変更について注文者に協議を申し出ることができます、注文者は誠実に協議に応じるよう努める必要があります（法第 20 条の 2）。

③建設業者は、工事内容に応じて材料費、労務費等工事施工に必要な経費の内訳、及び工事の工程ごとの作業・準備に必要な日数を記載した見積書（材料費等記載見積書）を作成するよう努めなければなりません（法第 20 条）。

④国の中建設業審議会が工期、労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告しています（法第 34 条）

エ 一括下請負（工事の丸投げ）の禁止

一括下請負（工事の丸投げ）は、注文者の信頼に反するものであり、工事施工の責任を不明確にし、工事の適正な施工を妨げるものです。また、中間搾取される場合が多く、請負代金の増嵩又は工事の質の低下を招くことも予想され、いかなる方法をもつてするかを問わず、「建設業者が一括して請け負わせること」も「建設業を営む者が一括して請け負うこと」も原則として禁止されています※⁴（法第 22 条）。

①一括下請負の判断基準は、以下のような場合で、元請負人がその工事の施工に関し実質的に関与していないと認められる場合です。

- ・請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について自ら施工せず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ・請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事について、自ら施工せず、一括して他の業者に請け負わせる場合

②「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことです。

※4 民間工事（分譲マンションの新築工事は除く。）において、「発注者」の書面による事前承諾がある場合は、一括下請負の禁止の例外となっています。下請負間契約の場合も事前承諾は「発注者」が行う必要があり、下請負人における元請負人ではありません。

（4）元請負人の義務

ア 下請負人の意見聴取

元請負人は、請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聞かなければなりません（法第 24 条の 2）。

イ 出来高払い・竣工払い

元請負人は、工事の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、当該支払いに相応する下請代金を 1 か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。また、下請代金の労務費に相応する部分は、現金で支払うよう配慮しなければなりません（法第 24 条の 3）。

ウ 前金払い

元請負人は、前金払いの支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集、その他工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません（法第 24 条の 3）。

エ 検査・引渡し

元請負人は、下請負人から工事を完成した旨の通知を受けたときは、20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を行わなければなりません。また、検査完了後、下請負人の申し出があった場合は、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません（法第24条の4）。

オ 下請代金の支払期限

特定建設業者が注文者になった場合、下請代金の支払期日は前記エの下請負人^{※5}からの工事目的物の引渡しの申し出の日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内で定めなければなりません。また、下請代金の支払期日が定められなかった場合は、引渡しの申し出があった日から起算して50日を経過する日が、下請代金の支払期日とみなされます（法第24条の6）。

※5 下請負人が特定建設業者又は資本金4,000万円以上の建設業者である場合を除く。

カ 下請代金の支払い方法

特定建設業者は、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（手形期間が60日間を超えるもの）を交付してはいけません（法第24条の6）。

キ 支払いに係る遅延損害金

特定建設業者は、下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、下請負人^{※5}の工事目的物の引渡しの申し出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払いをする日までの期間について、その日数に応じ未払金額に対し、一定の遅延利息を支払わなければならない（法第24条の6）。

ク 不利益取扱いの禁止

元請負人が前記（3）イ②③、（4）イ、エ、カ、キに違反した行為を行った事實を下請負人が許可行政庁等に通報したことを理由として、当該下請負人に對し取引停止等の不利益な取扱いをしてはいけません（法第24条の5）。

ケ 下請負人に対する指導

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事の下請負人が、その工事の施工に関し、建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法の規定に違反しないよう下請負人の指導を行い、違反していると認められる下請負人に対して、その事實を指摘し是正を求めるとともに、下請負人が是正しない場合は、当該下請負人の建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事（許可を受けていない場合は、建設工事を管轄する都道府県知事）又は、営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に通報しなければならない（法第24条の7）。

コ その他

許可を受けた建設業者が建設業法の諸規定及びその業務に関し他の法令に違反した場合は、建設業法に基づき指示、営業の停止、許可の取消等の処分を行われる場合があります（監督処分の項を参照）。

(5) 標識の設置

建設業の許可を受けた方は、必ず店舗及び工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の標識を掲げなければなりません（法第40条）。

様式第二十八号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を**店舗**に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣許可()第 号 知事	
この店舗で営業している建設業			

35cm
以上

← 40cm以上 →

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

様式第二十九号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者（元請）が標識を**建設工事の現場**に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

25cm
以上

← 35cm以上 →

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

2 建設業許可後の許可申請等について

(1) 許可の更新

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から 5 年間です。

引き続き、建設業を営もうとする場合は、期間が満了する 30 日前までに、許可の更新手続きを行ってください（法第 3 条）。

なお、福岡県の場合、有効期間満了の 3 か月前から申請受付を行っています。



虚偽申請をしてはいけません

建設業許可申請書は、建設業を営もうとする許可申請者が建設業法の期待する建設業者かどうかを判断する重要なものです。

したがって、この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば、許可を受けられず、許可を受けた後であっても許可を取り消されることになります。さらに、このような理由で許可を取り消された場合、許可の取消の日から 5 年を経過しなければ、新たに許可を受けられません。

なお、建設業許可申請書及び変更届等は、誰でも閲覧が可能です。

(2) 許可業種の追加

建設業許可は、29 業種の業種別許可制度です。

現在、受けている許可業種以外の工事は、軽微な建設工事又は附帯工事を除いて請け負うことができません。

許可を受けている業種以外の工事を請け負う場合は、その工事に係る業種の許可を受けてください。

<業種追加と同時に許可更新を申請する場合>

業種追加と同時に許可の更新を申請する場合は、審査期間が一定期間必要ですので、福岡県知事許可の場合は、原則として許可満了日の 2 か月前までに申請を行うようにしてください。

(3) 許可換え

許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁が異なることとなった場合は、新たな許可行政庁から建設業の許可を受ける必要があります。この場合、従前に受けている建設業許可の効力は、新たな許可を受けたときに失われます（法第9条、第17条）。

なお、許可換えを受けようとするときは、新たに許可を受ける場合と同様の手続きにより、新たに許可を受けようとする許可行政庁に許可申請書等を提出することになります。

以下のア～ウの場合が、許可換えが必要となります。

ア 國土交通大臣の許可を受けた者が、1つの都道府県内の区域内にのみ営業所を有することとなったとき

イ A県知事の許可を受けた者が、その都道府県の区域内にあった営業所を廃止し、他のB県の区域内に営業所を設置することとなったとき

ウ 知事の許可を受けた者が、2つ以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき

(4) 許可申請手数料等

ア 福岡県知事許可の場合

申請の区分	現に受けている建設業許可の区分	申請しようとする建設業許可の区分	許可手数料
新規	—	一般建設業	90,000円
〃	—	特定建設業	
新規（区分の変更）	一般建設業	特定建設業	
〃	特定建設業	一般建設業	
新規（業種の追加）	一般建設業	一般建設業	50,000円
〃	特定建設業	特定建設業	
更新	一般建設業	一般建設業	
〃	特定建設業	特定建設業	

○許可の区分（一般、特定）ごとに手数料が必要となります。一般と特定の許可を持っており、同時に更新申請を行う場合は、許可手数料は10万円となります。

○許可手数料は、各県土整備事務所の窓口で納付いただきます。福岡県領収証紙の他、クレジットカード等キャッシュレス決済も利用できます。

イ 大臣許可に許可換えする場合

申請の区分	現に受けている建設業許可の区分	登録免許税	許可手数料
新規	一般建設業	150,000円	
〃	特定建設業		

3 監督処分

建設業者に対する監督上の行政処分としては、①指示、②営業の停止、③許可の取消の3種類があり、当該建設業者を許可した国土交通大臣又は都道府県知事等が行うこととなっています（法第28条～第29条の4）。

（1）指示処分

指示処分は、監督処分のうち最も軽い処分であり、建設業法に違反した場合、特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合、又は次のいずれかに該当する事実があった場合に、当該建設業者等に対してそれを是正されるためにとるべき具体的な措置を命令するものです（法第28条）。

指示処分の対象

【建設業者が対象】

- ① 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがある場合
- ② 請負契約に関して不誠実な行為をした場合
- ③ 建設業者（法人の場合は当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人（支配人及び支店又は営業所の代表者）が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適切であると認められる場合
- ④ 一括下請負の禁止に違反した場合
- ⑤ 工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者が工事の施工管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められる場合
- ⑥ 軽微でない建設工事について、無許可業者と下請契約を締結した場合
- ⑦ 建設業者が、特定建設業の許可を受けていない元請負人から、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の建設工事を請け負った場合
- ⑧ 情を知って、営業の停止又は営業の禁止を命ぜられた者と停止又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結した場合

【許可を受けずに建設業を営む者が対象】

- ⑨ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき
- ⑩ 請負契約に関して著しく不誠実な行為をしたとき

なお、上記①③に該当する建設業者又は⑨に該当する建設業を営む者に対し、指示処分を行うほか、特に必要があると認められるときは、建設工事の注文者に対しても必要な措置をとるよう勧告することができます（同条第7号）。

（2）営業の停止処分

指示処分の対象となる①～⑩のいずれかに該当し、その事実について情状が重く指示処分のみでは十分ではなく、かつ、許可の取消処分に至るものではない場合には、営業の停止処分が行われます。営業の停止とは、請負契約の締結及び入札、見積等これに付随する行為の停止であり、営業の停止を命ずる期間は1年以内の期間とされています。営業の停

止を命ぜられる範囲は、違反の内容により、営業の全部又は一部について行われます（法第 28 条）。

また、指示処分を受けたものであっても、その指示に従わなかった場合において、営業の停止処分が行われます。

（3）許可の取消処分

許可の取消処分は、建設業を行うことを特に許可していたことを解除することであり、次の場に行われます（法第 29 条、第 29 条の 2）。

許可の取消処分の対象

- ① 経営業務の管理責任者がいなくなった場合
- ② 営業所ごとに置くことになっている営業所技術者等がいなくなった場合
- ③ 許可を受けた後、第 8 条に定める許可の欠格事由に該当することとなった場合
- ④ 営業所の新設、廃止等により第 9 条に定める許可換えを行わなければならない必要があるとき、それを行わなかった場合
- ⑤ 許可を受けた後 1 年以内に営業を開始しない又は 1 年以上営業を休止した場合
- ⑥ 第 12 条に定める廃業届の提出が必要であるにもかかわらず提出しない場合
- ⑦ 不正の手段により許可（許可の更新を含む。）を受けていた場合
- ⑧ 建設業者に指示処分が行われる場合の①～⑦に該当し、その情状が特に重い場合
- ⑨ 建設業者が営業の停止処分に従わなかった場合
- ⑩ 建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できない場合

（4）営業の禁止

国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者等に対し、営業の停止又は（3）⑦又は⑨により許可の取消の行政処分を行う場合は、法人であるときはその役員及び処分の原因である事実について相当の責任を有する営業所長等に対し、個人であるときは処分の原因である事実について相当の責任を有する支配人等に対し、新たに営業を開始することを禁止しなければならない（法第 29 条の 4）。

4 罰則

ア 次の各号の一に該当する者は、3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処せられます。

- ① 許可を受けないで軽微ではない建設工事を請け負った者
- ② 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が特定建設業の許可を受けないで、総額 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の下請契約を締結したとき、又は特定建設業の許可を持たない発注者から直接建設工事を請け負った建設業者と総額 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の下請契約を締結したとき
- ③ 営業の停止処分に違反して建設業を営んだ者
- ④ 営業の禁止処分に違反して建設業を営んだ者
- ⑤ 虚偽等不正の手段により許可を受けた者

イ 次の各号の一に該当する者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます（法第50条）。

- ①申請書等に虚偽の記載をして提出した者
 - ②変更届を提出しない者又は、虚偽の申請をしてこれを提出した者
 - ③経営状況分析申請書及び経営規模等評価申請書等に虚偽の記載をして提出した者
- 上記の主な罰則の他、法第45条から法第55条までに規定する罰則があります。

5 建設業許可に関する書類等の提出先

主たる営業所の所在地により、提出場所が次のとおり分かれています。

	事務所	所在地	管轄市町村
主要 県 土 整 備 事 務 所	福岡県土整備事務所	〒812-0053 福岡市東区箱崎 1-18-1 福岡県粕屋総合庁舎内 TEL:092-641-0168	福岡市(東区・中央区・城南区・ 早良区・西区の全区域。博多区・ 南区の一部区域 注1) 糸島市、古賀市、糟屋郡
	久留米県土整備事務所	〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 福岡県久留米総合庁舎(立駐棟) TEL:0942-36-6314	久留米市、小郡市、うきは市、 三井郡
	北九州県土整備事務所	〒807-0831 北九州市八幡西区則松 3-7-1 福岡県八幡総合庁舎内 TEL:093-691-2791	北九州市、中間市、宗像市、福 津市、遠賀郡
	飯塚県土整備事務所	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎内 TEL:0948-212-4945	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
一般 県 土 整 備 事 務 所	南筑後県土整備事務所 柳川支所	〒832-0823 柳川市三橋町今古賀 8-1 福岡県柳川総合庁舎内 TEL:0944-72-2564	大牟田市、柳川市、大川氏、み やま市、三潴郡
	直方県土整備事務所	〒822-0025 直方市日吉町 9-10 福岡県直方総合庁舎内 TEL:0949-22-1859	直方市、宮若市、鞍手郡
	京築県土整備事務所	〒828-0021 豊前市大字八屋 2007-1 福岡県豊前総合庁舎内 TEL:0979-82-3364	行橋市、豊前市、京都郡、築上 郡
	朝倉県土整備事務所	〒838-0068 朝倉市甘木 2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内 TEL:0946-22-1859	朝倉市、朝倉郡
	八女県土整備事務所	〒834-0063 八女市本村深町 25 福岡県八女総合庁舎内 TEL:0943-22-6993	八女市、筑後市、八女郡
	田川県土整備事務所	〒825-0002 田川市大字伊田 4543-1 TEL:0947-42-9117	田川市、田川郡
	那珂県土整備事務所	〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 福岡県筑紫総合庁舎内 TEL:092-513-5572	福岡市(博多区・南区の一部区 域 注1)、筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、那珂川市

(令和7年4月時点)

<注1> 那珂県土整備事務所が管轄する地域

福岡市博多区・南区の一部地域は、那珂県土整備事務所管轄となります。

博多区			
金の隈	1～2丁目（一般国道3号以西の区域）	春町	1～3丁目
西月隈	1、3～6丁目	西春町	1～4丁目
井相田	1～3丁目	光丘町	1～3丁目
東光寺町	1～2丁目	親和町	1～2丁目
那珂	1～6丁目	昭南町	1～3丁目
東那珂	1～3丁目	元町	1～3丁目
竹下	1～7丁目	竹丘町	1～3丁目
板付	1～7丁目	寿町	1～3丁目
三筑	1～2丁目	相生町	1～3丁目
諸岡	1～6丁目	南八幡町	1～2丁目
大字板付		南本町	1～2丁目
麦野	1～6丁目	銀天町	1～3丁目
東雲町	1～4丁目		
南区			
高木	1～3丁目	日佐	1～5丁目
五十川	1～2丁目	向新町	1～2丁目
井尻	1～5丁目	警弥郷	1～3丁目
折立町		柳瀬	1～2丁目
横手	1～4丁目	弥永	1～5丁目
横手南町		弥永団地	
的場	1～2丁目		

6 建設業許可申請書等の用紙販売所

県土整備事務所管内	団体名	所在地	電話番号
福岡県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 本部販売所	福岡市東区箱崎1-1-1 福岡土木会館(1F)	092-641-5060
久留米県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会久留米支部	久留米市新合川1-6-57	0942-44-7777
	うきは市建設業協同組合	うきは市吉井町255-4 浮羽建設会館内	0943-75-3850
南筑後県土 整備事務所管内	柳川土木協同組合	柳川市三橋町大字今古賀6-3 柳川土木会館	0944-72-2051
	大牟田建設業協同組合	大牟田市有明町2-2-19	0944-52-5261
朝倉県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会朝倉支部	朝倉市甘木1998-1	0946-22-3147
	甘木朝倉建設業組合	朝倉市甘木2045-11 甘木朝倉建設会館内	0946-22-6588
八女県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会八女支部	八女市本村38 八女建設会館内	0943-24-3300
北九州県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 北九州支部	北九州市八幡西区則松3-7-1 北九州県土整備事務所建築指導課内	080-2704-5368
	門司建設業組合	北九州市門司区黄金町11-20	093-372-3002
	宗像建設協会	宗像市東郷2-1-28	0940-36-1769
飯塚県土 整備事務所管内	飯塚建築士会	飯塚市立岩8-1飯塚総合庁舎 飯塚県土整備事務所建築指導課内	0948-21-4945
那珂県土 整備事務所管内	筑紫建設業協同組合	大野城市瓦田3-10-33	092-501-3431

(令和7年4月時点)

※「建設業許可申請書、変更届出書」、「経営事項審査申請書（経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書）」等の関係用紙の販売窓口は、上記のとおりです。品目等によっては、一部販売を行っていない場合があります。